

一般社団法人 婦人発明家協会

寄付金募集 趣意書

(一社) 婦人発明家協会 寄付金募集 趣意書

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より(一社)婦人発明家協会の活動に対し、温かいご支援、ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

婦人発明家協会は、昭和28年、婦人の発明考案の奨励、知的財産に関する啓蒙、および科学技術振興並びに公共の福祉を目的に、発明コンクール「生活を豊かにする女性の発明工夫展」(社団法人発明協会 主催)の受賞者団体として設立され、以来60余年の歴史を歩んで参りました。その間、歴代の会長ならびに諸先生、諸姉の活躍によって着々とその基盤を固め、昭和45年には、科学技術庁(現文部科学省)により社団法人として認可を受け今日に至っております。

現在、当協会では基幹事業として、年1回「なるほど展」を開催しております。会員のみならず、一般からも広く発明作品を募り、全国幅広い年代層の婦人発明家の作品発表コンクールの場として広く知られ、文部科学省を始めとして厚生労働省、特許庁、東京都、(公社)発明協会、日本弁理士会、日本放送協会、読売新聞社、日本商工会議所、(財)日本編物手芸協会、日刊工業新聞社のご後援を頂いております。

なるほど展を経由して受賞作品が商品化されるケースも多く、女性発明家の育成に大きく貢献する展覧会として高い評価をいただいております。特に第46回からは、外部委員による厳密な審査、専門業者による作品の管理などを導入することによって、従来以上に透明性・公平性の高い審査方法となり、コンクールの権威が益々堅固なものとなったと自負しております。

また、なるほど展には例年妃殿下の御成りを頂いております。第46回にお成りを頂いた常陸宮華子妃殿下は、受賞者に1人ひとり温かい励ましのお言葉をおかけくださいました。また同時開催の即売会では会員の商品をお求め頂き、受賞者、出品者共に大変深く感動致しました。

当協会のもう一つの重要な事業としてほぼ毎月開催している常会(勉強会)があります。一般参加も可能で、発明に関する講演、新素材情報、企業のニーズに対応したアイデア会議、出願のコツ、などを取り上げて参加者のスキルアップを図り、更に参加者相互の情報交換の場を積極的に提供しております。

このように当協会は、発明そのものを広く社会に啓蒙するだけでなく、知的権利の取得や発想トレーニング、販売チャンスの提供などにより婦人発明家1人ひとりの経済的活動をバックアップしております。それらはまさに、アベノミクス成長戦略の中核である『女性の活用』を目指

すもので、必ずや関係企業の活力をも上昇させ、景気回復にも大きく貢献するものと確信しております。

当協会は平成29年に3月5日より第50回のなるほど展を開催いたしました。アイデアや発想が今まで以上に重要になってきている状況を鑑み、当協会としましても、今後一層の啓蒙啓発や各種支援業務への取り組みを拡充していく予定です。長きにわたって大切に育まれた歴史に思いを馳せ祝うとともに、気を引き締めて今後の益々の発展に向け、会員一同力を合わせて邁進する所存です。

事業には会員よりの会費及び事業収入を充てておりますが、今後の活動拡充の為には全国の多くの企業様、個人の方々のご支援・ご協力も必要としております。つきましては出費多端の折とは存じますが、当会の活動趣旨をご理解とご賛同頂き、この社会貢献事業の目的達成のため格別のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

平成29年7月吉日

一般社団法人 婦人発明家協会
会長 中沢 信子

【当協会の目的】 この法人は、婦人の発明考案を奨励するとともに婦人の発明考案をとおして国際親善を図り、もって、わが国の科学技術の振興及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

【当協会の事業】

- (1) 婦人発明の保護及び育成
- (2) 婦人の発明及び発明家の紹介
- (3) 婦人、児童の発明考案及び創意工夫に関してのわが国及び外国の諸団体との相互協力及び連絡
- (4) わが国及び外国における婦人の発明考案に関する情報の収
- (5) 刊行物の発行及び資料の配布

【寄付金の使途】

- ・なるほど展開催
- ・上記事業推進等を含む協会の運営全般

【寄付金額】

- ・企業・団体・個人 等一口1万円（何口でも可）

【寄付金の振込先】

加入者名	(社)婦人発明家協会
口座番号	00190 - 4 - 162017

*別紙の寄付金申込書を「一般社団法人 婦人発明家協会」宛に FAX またご送付下さい。

*同封の払込用紙をご利用下さい。

一般社団法人 婦人発明家協会

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-2 3-1 4 小石川ハイム 9 0 5-0 0 0

T E L : 03-3812-9661 F A X : 03-3812-9671

E-mail : jwia@jwia.or.jp URL: <http://www.jwia.or.jp>

なお、当協会の寄附金には、一般寄附金、募集特定寄附金、使途特定寄附金の3種類があり、お寄せ頂きました寄付金につきましては、それぞれ有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

(1) 一般寄附金

本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金です。寄附金額の50%以上を公益目的事業に使用するものです。(常時募集中です。)

(2) 募集特定寄附金

本会の会員又は本会の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間、募金活動を行うことにより受領する寄附金です。

(3) 使途特定寄附金

上記のほか、個人又は団体から受領する寄附金です。寄附者がその使途及び管理運用方法に条件を付けることができる寄附金です。

■法人の税制優遇について

寄付金は、寄付金の合計額と(法人様により異なる)寄附金の損金参入限度額のいずれか少ない金額が損金に参入されます。

<必要な手続>

決算時に、確定申告書に添付して、寄付金の損金参入に関する明細書と領収書を提出します。この領収書は当会よりご郵送いたします。

(法人税法施行令第77条第1項第3号)

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

詳しくは税務署、税理士等税の専門家にご確認ください。